

日行連発第752号  
令和3年9月8日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底について（周知）

国土交通省より、国土利用計画法に基づく事後届出制について周知依頼がありましたので、お知らせいたします。同制度の詳細については、国土交通省ホームページをご確認ください。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

**【別添】**

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等に関するお願い

**【国土交通省ホームページ】**

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo\\_tk2\\_000019.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000019.html)

以上

事 務 連 絡  
令 和 3 年 9 月 3 日

日本行政書士会連合会 ご担当者様

国土交通省不動産・建設経済局土地政策課

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等に関するお願い

平素より、土地関係施策の円滑な執行に御理解と御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、国土交通省では、10月を土地月間と定めて各種の広報活動を行っており、不動産・建設経済局土地政策課においても、同制度に関するポスター及びリーフレットを作成し、普及・啓発活動を行っているところでございます。

つきましては、当課で作成しましたポスター及びリーフレットを送付いたしますので、国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、同制度については、国土交通省ホームページ ([http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo\\_tk2\\_000019.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000019.html)) に掲載しております。このページでは、送付しましたポスター・リーフレットのダウンロードも可能となっておりますので、ご活用いただければ幸いです。

また、各都道府県行政書士会に対しても同様のポスター及びリーフレットを送付していることを申し添えます。

担当：国土交通省不動産・建設経済局  
土地政策課 山内  
TEL：03-5253-8111（内30-434）  
03-5253-8376（直通）  
FAX：03-5253-1558  
E-mail：[yamauchi-y2fa@mlit.go.jp](mailto:yamauchi-y2fa@mlit.go.jp)